監査報告書

令和４年６月８日

公立大学法人三重県立看護大学
理事長　片　田　範　子　　様

公立大学法人三重県立看護大学
監事　後藤貞明

私は、地方独立行政法人法第13条第４項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの事業年度における業務の執行を監査しました。その結果につき、以下のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

私は、役員会に出席して、法人として重要な意思決定及び役員の職務の執行状況を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、法人におけるガバナンス体制や、理事長、副理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役員及び職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の概要について報告及び説明を受け、検討を加えました。

２　監査の結果

（１）法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

（２）内部統制システムを確保するための体制の整備及び運用について確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。

（３）法人の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。